

第 25 回部会（2010 年）において、現存する急速冷凍野菜規格の改訂を新たに開始することに合意した。本議題については、第 34 回総会（2011 年）において新規作業として承認された。

前回部会（2012 年）において、急速冷凍野菜規格改訂原案の一般規格部分をステップ 5 で第 36 回総会に採択を諮ることに合意した。また、米国を議長とする電子作業部会において、11 の付属文書の検討に加え、果実缶詰及び急速冷凍野菜の分析及びサンプリング法についても検討することとなった。

急速冷凍野菜規格改訂原案の一般規格部分については、第 36 回総会においてステップ 5 で採択された。

今次部会では、第 36 回総会において採択された急速冷凍野菜規格改訂案の一般規格部分（ステップ 7）、電子作業部会で検討された 11 の付属文書、分析及びサンプリング法（ステップ 4）について検討される予定である。

#### （対処方針）

冷凍野菜の日本国内の生産量は 96 千トン（2012 年実績）。輸入量は 952 千トンと輸入品が大半を占めている状況。主要な輸入国は中国、アメリカ、タイ、カナダなどである。これらの国々の意見を尊重しながら適宜対処したい。

### 議題 5. 朝鮮人参製品のコーデックス規格原案

#### （経緯）

前回部会において、朝鮮人参製品のコーデックス地域規格の世界規格への適用拡大について、多数の国が新規作業提案に賛成し、新規作業として第 36 回総会に提出し、新規採択を諮ることに合意した。また、電子作業部会を立ち上げて検討することにも合意した。本電子作業部会の議長は韓国が務め、共同議長をカナダが務めることとなった。第 36 回総会において、新規作業として承認された。

#### （対処方針）

日本で生産されている Ginseng（人参）は、高麗人参（*Panax Ginseng C. A. Meyer*）である。平成 23 年（2011 年）の日本における Ginseng の生産量は約 2 トンに留まっているところ。生産地は福島、長野及び島根の中山間地域にて栽培されているが、栽培期間が 6 年にもわたるため生産者は年々減少。人参の最終用途としては、食用と薬用にそれぞれ 1 : 1 で流通しているが、薬用向けについては卸売御者に売り渡した後は薬品として流通。食品として流通するものについてはサプリメントなどの健康食品などの製造事業者に供給。中国、韓国で生産量が多く、北米ではカナダなどが生産が多い。日本としては需要に供給が追い付かず、輸入をしているところである。現行の地域規格の内容は、我が国の人参製品生産・輸出に支障がないところ、特に輸入量の多い、中国や韓国の意見を尊重しながら適宜対処したい。

### 議題 7. 加工果実・野菜の食品添加物規定

#### （経緯）

現在部会で策定している規格案における添加物規定の検討及び既に規格化されたもののうち、改訂が必要な個別食品規格の添加物規定の見直し作業を行っているもの。

今次部会では、果実及び野菜漬物、たけのこ缶詰、マッシュルーム缶詰の添加物規定について検討される予定である。

#### (対処方針)

日本におけるたけのこ缶詰、マッシュルーム缶詰については、日本国内の生産量はそれぞれ3.5千トン、0.4千トン、輸入量は80千トン、9千トンと輸入品が大半を占める状況。主要な輸入国はたけのこ缶詰が中国、タイなど、マッシュルーム缶詰は中国、インドネシア、オランダなどである。これらの国々の意見を尊重しながら適宜対処したい。

一方、果実及び野菜漬物については、一部企業から海外への輸出実績があることから、我が国における漬物製品への食品添加物の使用実態が規格に適切に反映されるよう適宜対処したい。

### 議題8. 果実及び野菜漬物規格の充填剤規定

#### (経緯)

果実及び野菜漬物規格における野菜漬物の充填剤規定に関しては、策定中であった「野菜缶詰の充填剤のためのガイドライン」を規格に引用する予定であったが、第24回部会(2008年)において、独立したガイドラインの策定を中止し、野菜缶詰の規格本体の中にも含めることに合意した。このため、果実及び野菜漬物規格の充填剤については、新たな規定を同規格中に策定するか、野菜缶詰の規格中の充填剤規定を引用するかが検討されることとなった。

第25回部会(2010年)及び前回部会(2012年)において検討時間が取れなかったため、サーキュラーレターを発出し、コメントを求めて今次部会で検討することとなった。

#### (対処方針)

果実及び野菜漬物規格における充填剤規定については、一部企業から海外への輸出実績があることから、我が国における漬物製品への充填剤の使用実態が規格に適切に反映されるよう適宜対処したい。

### 議題9. 乾燥製品の規格策定に関する討議文書

#### (経緯)

前回部会において、1980年代に作成された干しブドウ、干しアンズ、ピスタチオ等の乾燥製品の規格の改訂が必要かどうか、また、新たに規格を策定すべき乾燥製品があるかを検討するため、ブラジルが討議文書を準備することとなった。

#### (対処方針)

干しブドウ、干しアンズ、ピスタチオ規格については、事業者から現在のところ、これらの規格によって輸出に支障あるとの報告がないところ。資料未着のため詳細は不明だが、新たな規格の策定については、事業者からも情報を得つつ適宜対処したい。